

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部子育て相談課こどもの発達センター	
契約締結年月日	令和4年4月1日	
業 務 名	尾張旭市こどもの発達センター親子支援教室事業委託業務	
業 務 の 概 要	発達の遅れ又はその疑いのある子どもとその保護者に対し、支援員と子どもが関わる姿を見ることにより、保護者が子どもの特性を理解し、関わり方を実践的に学ぶことで、子育て不安を和らげることを目的とした「親子支援教室」での個別支援及び計画の作成	
契約金額(税込)	1回、1名当たり6,665円(税別) 予定金額723,618円(税込) (6,665円×2名×47回×1.05)×1.1(消費税) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	企業組合ディスカバーY&Y	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>契約先は平成24年4月に児童福祉法の規定に基づく児童発達支援センターとして愛知県より認可を受けた市内唯一の法人であり、その実績から、個々の教室参加者の特性に合わせた支援が期待できるとともに、支援体制が構築され、本市の関係機関等と連携が図ることが可能である。</p> <p>同様の法人は他に存在せず、競争入札に適さないため、企業組合ディスカバーY&Yに委託することが、最も効率よく効果的に事業を実施することが可能であるため、選定した。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部子育て相談課こどもの発達センターです。